

移動等円滑化取組報告書（鉄道駅）

（令和4年度）

住 所 千葉県八千代市緑が丘一丁目1120番地3
 事業者名 東葉高速鉄道株式会社
 代表者名 代表取締役社長 田中 剛

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の5の規定に基づき、次のとおり報告します。

I 前年度の移動等円滑化取組計画書の内容の実施状況

(1) 移動等円滑化に関する措置の実施状況

① 鉄道駅を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる鉄道駅	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
特になし		

② 鉄道駅を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
バリアフリー設備の取扱教育	駅係員に対してバリアフリー設備の取扱いに関する教育をした。	計画の通り実施済
バリアフリー設備の定期点検の実施	エレベーター等の設備について定期的に点検を実施する。	計画の通り実施済

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
係員による声かけ・サポートの実施	お客様が安心して鉄道をご利用いただけるよう、係員が積極的にお声がけを行い、必要なサポートを行う。	計画の通り実施済
サービス介助士資格を持つ係員の配置	全駅に障害者の接遇に関する民間資格（サービス介助士）を持つ係員配置する。	計画の通り実施済

④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
特になし		

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
サービス介助士資格の取得 促進	新たに配属された駅係員に対し、サービス介助士の資格を取得させる。	計画の通り実施済
接客研修の実施	介助を必要とされるお客様が安全、安心してご利用頂けるよう教育を実施する。	計画の通り実施済

⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての鉄道駅の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
旅客への周知	マナーキャンペーン期間を中心に、高齢者・障害者など用施設等の適正利用について、車内放送や駅でポスター掲出を行う。	計画の通り実施済

(2) 移動等円滑化の促進を達成するために(1)と併せて講ずべき措置の実施状況

特になし

(3) 報告書の公表方法

当社のウェブサイトに掲載する。

(4) その他

特になし

移動等円滑化取組報告書（鉄道駅）

（R4年度）

住 所 千葉県八千代市緑が丘一丁目1120番地

事業者名 東葉高速鉄道株式会社
代表者名 代表取締役社長 田中 剛

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の5の規定に基づき、次のとおり報告します。

Ⅲ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第6条の2で定める要件に関する事項

(1) 過去3年度における1日当たりの平均利用者数が3万人以上の鉄道駅を設置又は管理している。	○
(2) 過去3年度における1日当たりの平均利用者数が3000人以上3万人未満の鉄道駅を設置又は管理していて、かつ、以下のいずれかに該当する。 ①中小企業者でない。 ②大企業者である公共交通事業者等が自社の株式を50%以上所有しているか、又は自社に対し50%以上出資している中小企業者である。	

移動等円滑化取組報告書（鉄道車両）

（令和4年度）

住 所 千葉県八千代市緑が丘一丁目1120番地3
 事業者名 東葉高速鉄道株式会社
 代表者名 代表取締役社長 田中 剛

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の5の規定に基づき、次のとおり報告します。

I 前年度の移動等円滑化取組計画書の内容の実施状況

(1) 移動等円滑化に関する措置の実施状況

① 鉄道車両を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる鉄道車両	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
特になし		

② 鉄道車両を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
-	-	-

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
駅係員による声かけサポート	お客様に安心して鉄道をご利用いただけるよう、駅係員が積極的に声かけを行い、必要なサポートを行う。	計画通り実施済み

④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
特になし		

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
特になし		

⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての鉄道車両の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
-	-	-

(2) 移動等円滑化の促進を達成するために(1)と併せて講ずべき措置の実施状況

--

(3) 報告書の公表方法

当社のウェブサイトに掲載

(4) その他

--

II. 鉄道車両の移動等円滑化の達成状況

(令和5年3月31日現在)

鉄道の種類	事業の用に供している編成数 (両)	公共交通移動等円滑化基準省令に適合した編成数 (両)	車椅子スペースの数が公共交通移動等円滑化基準省令の規定を満たしている編成数	便所のある編成数	便所のある編成のうち車いす対応型便所のある編成数	案内装置のある編成数	車両間転落防止設備のある編成数
普通鉄道(その他)	11 編成 110 (両)	11 編成 110 (両)	11 編成	0 編成	0 編成	11 編成	11 編成
(合計)	11 編成 110 (両)	11 編成 110 (両)	11 編成	0 編成	0 編成	11 編成	11 編成

Ⅲ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第6条の2で定める要件に関する事項

(1) 過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が1000万人以上である。	○
(2) 過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が100万人以上1000万人未満であり、かつ、以下のいずれかに該当する。 ①中小企業者でない。 ②大企業者である公共交通事業者等が自社の株式を50%以上所有しているか、又は自社に対し50%以上出資している中小企業者である。	